

令和4年度 京都市立勧修学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

学校では、「いじめ」の防止や早期発見に努めることは教職員の責務であり、万が一、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことが肝要である。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そこで、全ての教職員が共通した認識の上に立って取組を進めていくために、いじめ防止等に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

勧修小学校いじめ対策委員会

イ 構成員

校長、教頭、主幹教諭・教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、該当児童担任、該当児童学年主任、生徒指導委員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

ウ 役割

- ・当月の各学年・クラスの様子を交流し、いじめに繋がる様態の有無を生徒指導委員を中心に検討し早期発見する。
- ・いじめを見逃さない教職員の資質向上を目指した研修会をおこなう。
- ・いじめが発覚した場合は、管理職・生徒指導委員を中心に対処を検討する。
- ・道徳部と連携し、いじめの未然防止のための授業を提案する。

エ 開催時期

月 2 回（偶数週 金曜日）
※行事等により、変更有
※緊急対応の場合はこの限りではない

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・非行防止教室（2・6年，7月）の実施と学校だよりでの全学年への発信。
- ・学校だより等で人権（いじめや命）に関わる内容を発信。
- ・全学年が人権学習として休日参観で道徳の授業をすることで、保護者への啓発を図る。
- ・教育相談週間を設け、いじめアンケートをもとに児童一人一人と話す時間を設ける。また、その取組を保護者にも伝える。
- ・「勸修小学校いじめ防止基本方針」を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページや学校だよりや学年・学級だより等で公表する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学級全体が1つのことに向かって学びあえるように学習環境を整備することで、落ち着いて学習に取り組み、お互いを認め合える学習集団形成につながる。

イ 授業改善の充実

- ・相手の話をきちんと聞くことが「人を大切にする」ということに繋がることを、指導者も子どもも意識して学習に臨めるようにする。
- ・教科担任制を導入し、学年の担任が学年の子ども全てに指導できるようにする。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・全学年統一したテーマで道徳の授業を行う。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施（2年，6年）。
- ・児童ひとりひとりが正しい人権感覚を持ち、人権諸問題に対して解決していくための実践力を身に付ける。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・長期宿泊学習（5・6年）の取組を通しての仲間づくり。
- ・児童会が中心となって「1年生を迎える会」「6年生を送る会」や様々な児童集会を行うことで、集団の一員としての自覚を深め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・異学年間で交流をする「たてわり活動」を児童中心に取り組んでいくことで、高学年は学校の手本となるような行動をとることができるようにする。また、低学年は高学年の行動を見て、目指すべき姿をもつことができるようにする。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異学年集団によるたてわり活動（年6回）をおこない、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・児童会によるあいさつ運動（毎月第2週目）、クラスごとのあいさつ運動。

カ その他

- ・学校評価アンケートを実施し、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・学校評価におけるPDCAサイクルでの見直しを行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導・いじめ対策委員会（月1回）での話し合いの事案を、各学年の生徒指導委員が学年の教員に伝達し情報を共有する。
- ・重大事態については「生徒指導・いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめに関するアンケートを年2回（6，11月）実施する。
- ・4～6年生については、クラスマネジメントシートを年2回（5，10）実施する。

(イ) 教育相談の実施

- ・いじめに関するアンケートを各クラスの実態に応じておこない、その結果から担任それぞれが積極的に教育相談をおこなう。（6月）

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除時間等、全教員による見回り活動の実施。
- ・情報モラルの指導を強化する。
- ・地生連において最近のネット事情を話題にし、地域への啓発をはかる。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・年2回のいじめに関するアンケート及びクラスマネジメントシートの結果を検証・分析し、課題を明確にする。また、1年間通しての学級の変容を捉え、次年度に生かす。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・いじめの発見、報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報の共有、指導の方向性について検討する。特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込むことがないように、学校組織としてその解決に当たる。
- ・被害者を守ることを最優先に、児童への指導に当たる。
- ・いじめが認められた時点で、管理職・生徒指導主任・学年主任等への報告・連絡・相談を迅速かつ的確におこなう。
- ・解消・改善及び再発防止に向けた取組を学校組織として進める。

イ いじめが発覚したときの対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告があった場合は、速やかに「生徒指導・いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・教育委員会への報告を行う。
- ・被害者および加害者の両方から丁寧な聞き取りをおこない、正確な事実関係を記録する。（被害の態様、状況、構造、動機、背景等）
- ・被害者および加害者の両保護者への事情説明、話し合いの場の設定、謝罪等を迅速に行う。
- ・被害児童への支援と加害児童への指導体制をとる。
- ・周りの児童に対しても自分の問題と捉えさせ必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。

エ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・急速に進化するSNSについて教職員が研修を行う。
- ・「非行防止教室」でネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける。
- ・家庭内での約束やルールについて学級懇談会等の機会に保護者に啓発する。

オ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・被害児童及び加害児童を全教職員で様々な視点から見守り、小さな違和感もすぐに報告・連絡・相談できる体制を整える。
- ・被害児童及び加害児童の心のケアができるよう、学級担任、学年、養護教諭、SCなどと共に十分な観察が行えるようにする。
- ・いじめが発生した当該学級のみならず、学校全体として「いじめを許さない」という姿勢を児童に示す。

(4) 教職員資質向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発見時の適切な対策等に対し、校内研修の充実を図る。全ての教職員の共通理解を図るために、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月 勸修小学校いじめ防止基本方針の共通理解と徹底
- ・5月 見守ってほしい子の情報交換
- ・8月 スクールカウンセラーによる児童理解研修
- ・10月 見守ってほしい子の情報交換
- ・1月 クラスマネジメントシートによる学級の変容について

4 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発・協同の取組

- ・「学校いじめの防止等基本方針」について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や懇談会等の場を活用し、保護者から家庭での児童の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者と学校が情報を共有し、共同して児童の育成に対処する基盤を作る。
- ・学校運営協議会やPTA、地生連などに、積極的に情報を提供するなど連携を促進する。
- ・PTAとの連携のもと家庭教育学級を活用し、地域への啓発を行う。
- ・スクールカウンセラーやいじめ110番など、具体的な相談窓口をお知らせする。
- ・事案によっては山科警察署少年係との連携を図り、被害児童、加害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を普段から密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められる。万一重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、対処方法を共有して迅速に対処する。本校が調査主体となる場合には、いじめを受けた児童や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、児童への聴取や質問票のその他の適切な方法により、当該事態に係わる事実関係を明確にし、必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生した時の対応

- ・京都市教育委員会への速やかな報告と相談、調査主体等の協議
- ＜重大事態として取り扱う案件＞
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時
- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
(学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。)
 - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
 - ・京都市教育委員会への調査結果の報告
 - ・調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進京都市教育委員会が調査主体の場合
 - ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	・職員会議 ・生徒指導研修会 「勸修小学校いじめ防止基本方針の共有、年間計画と役割の明確化」 ・生徒指導委員会① ・いじめ対策委員会①	・入学式 ・学級開き ・あいさつ運動		・入学式後の保護者説明会 ・学級懇談会①
5	・生徒指導委員会②③ ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・生徒指導研修会 「見守ってほしい子」年度共通理解	・あいさつ運動 ・学級指導 「6くみさん（育成学級）を知ろう」 ・1年生を迎える会	・第1回クラスマネジメントシートの実施・分析（4～6年）	
6	・生徒指導委員会④⑤ ・いじめ対策委員会③ ・教育相談月間（～7月） ・「クラスマネジメントシートの結果・分析」	・あいさつ運動 ・たてわり活動①②（顔合わせ、たてわり遊び） ・修学旅行（6年）	・第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式） ・教育相談週間① ・保護者、児童による学校評価	・休日参観
7	・生徒指導委員会⑥⑦ ・いじめ対策委員会④ 「アンケート・教育相談の結果の共有」	・あいさつ運動 ・たてわり活動③（たてわり遊び）		・個人懇談会 ・地生連パトロール
8	・生徒指導委員会⑧ ・いじめ対策委員会⑤ ・生徒指導研修会 「見守ってほしい子」中間報告			
9	・生徒指導委員会⑨⑩ ・いじめ対策委員会⑥	・あいさつ運動		・学級懇談会②
10	・生徒指導⑪⑫ ・いじめ対策委員会⑦	・あいさつ運動 ・運動会 ・たてわり活動④	・第2回クラスマネジメントシートの実施・分析（4～6年）	
11	・生徒指導委員会⑬⑭ ・いじめ対策委員会⑧ 「クラスマネジメントシートの結果・分析」	・あいさつ運動 ・学習発表会 ・山の家（5・6年）	・第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式） ・教育相談週間①	
12	・生徒指導⑮⑯ ・いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」	・あいさつ運動 ・たてわり活動⑤		・個人懇談会

1	・生徒指導⑰⑱ ・いじめ対策委員会⑩	・あいさつ運動 ・人権集会 ・たてわり活動⑥		
2	・生徒指導⑲⑳ ・いじめ対策委員会⑪ ・生徒指導研修会 「見守ってほしい子」年度末報告	・あいさつ運動 ・薬物乱用教室（６年） ・たてわり活動⑦（１～５年） （ありがとうカード作成）	・保護者、児童による学校評価	・新１年半日入学 ・保護者説明会
3	・生徒指導委員会（最終） ・いじめ対策委員会⑫	・たてわり活動⑧ ・６年生を送る会		・学級懇談会③

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により、一部の予定が変更になる場合がある。

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（ＰＤＣＡサイクル ８月・１２月・３月）
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。